

令和7年度 観光土産品審査会・実施要領

1. 目的 観光土産品への信頼性の向上と消費者により良いお土産品を提供するため「観光土産品の表示に関する公正競争規約」に取り決められている事項について審査・指導等を行い、観光土産品業の健全な発展を図る。
2. 申込資格 宮崎県観光土産品公正取引協議会会員であること。
3. 申込方法 ①「審査申込書」に1品ごとの必要事項を記入の上、「審査商品」を添えてお申込みください
※同一商品でも内容量・価格が異なる場合は、それぞれに申込が必要となります。
※申込書が不足する場合はコピーしてご使用ください。
宮崎商工会議所のホームページからもダウンロードできます。
②審査料は、1品につき700円です。
審査申込書に基づき、後日、請求書を送付いたします。
※受付時に現金支払いを希望される場合は、事前にご連絡ください。
4. 申込期限 令和7年11月28日（金）
①審査のための参考品（実際に販売している商品）を、各商品1品ずつ申込時に提出してください。
②審査商品はパッケージの表面・裏面の写真（表示ラベルが確認できるもの）をメールまたは書面でお送りいただき、参考商品のうち、日持ちのしないものは12月15日（月）までにご提出ください。
③参考品はご返却いたしません。
5. 申込先 宮崎商工会議所・商工観光部（郵送受付可）

【お問合せ・送付先】

宮崎県観光土産品公正取引協議会
（事務局：宮崎商工会議所 齋藤・岩本）
〒880-0811
宮崎市錦町1番10号 K I T E Nビル7階
TEL：0985-22-2161
（平日9時00分～17時00分）
<写真データの送付先>
mail: kankou@miyazaki-cci.or.jp

裏面へ

6. 結果連絡 令和7年12月18日（木）に審査会を実施し、12月末までに可否をお知らせいたします。

認定を受けるメリット

- ①全国的に認知度のある観光土産品公正取引協議会の認定品として登録され、その証として「認定シール」を貼付することができます。

（有効期間は、2か年です。2年ごとに認定を受ける必要があります。）

- ②宮崎県観光土産品公正取引協議会独自の認定シールを貼付することで、信頼性の高い宮崎の観光土産品であることをPRし、販売促進にも繋がります。



※認定シールは、5,000枚を4,000円で販売。パッケージに印刷することもできます。